支え合い、備え、いのちをつなぐ
震災リゲイン Pressプレス
号外 2017年7月31日発行
九州豪雨 生活再建支援情報
震災復興・防災情報専門メディア
発行元：特定非営利活動法人 震災リゲイン
発行人：相澤久美　編集人：内田伸一
編集部：〒106-0044 東京都港区東麻布2-28-6
Tel:03-3584-3430 Fax:03-3560-2047
URL http://shinsairegain.jp
Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

災害後の生活再建 お金と家の支援制度 基礎知識

日本中の人が知っておこう！

大災害後に救助法・支援法が適用されると実施される支援です。適用状況は内閣府から発表されます。

※7月15日現在、福岡県朝倉市と朝倉郡東峰村、大分県日田市で適用されています。

『どう暮らしていけるのか？ 見当がつかない。』

避難所で多くの人が思うことです。でも、

生活再建の第一歩を踏み出す支援があります。

アドバイザー：岡本正（弁護士・防災士）／佐々木晶二（前・国土交通省 国土交通政策研究所長）

無事避難した後で、さらに乗り越えなければならないのが生活再建という課題。家、お金、仕事という生活の基盤をどう立て直したらいいのか、先が見えずに不安がつのるものです。しかしこの試練を乗り越え、第一歩を踏み出すための公的支援があります。まずそのことを知り、自身の生活を再建する道筋を想い描いてみましょう。

ここでは、大災害に見舞われた地域が「災害救助法」と「被災者生活再建支援法」の適用を受けたときに得られる支援を中心に紹介します。

再建の道筋をイメージしてみましょう

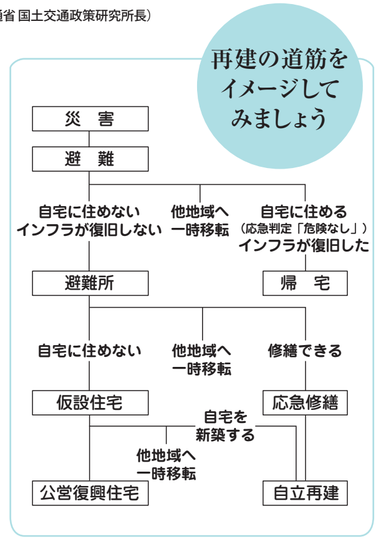

生活再建の支援情報

詳しくは震災リゲインのHPに掲載しています！

http://shinsairegain.jp/seikatsu_saiken/

すべてはここから始まる

0 罹災証明書

家屋の被害程度を証明するもの。市（区）町村へ申請し、調査を経て発行されますので、発行までに数週間から1ヶ月以上かかることが通常です。罹災証明書は、被災者生活再建支援金の申請、税金の減免、公共料金の減免、各種融資の申請、共済金の支払請求、義援金の受け取り等に必要となる場合があります。

生活再建の最初の一歩となる重要な証明書です。家屋の被害程度は「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊（半壊未満）」などに区分されます。この被害程度によって、後に受けられる公的支援が異なる場合があります。不服があれば再調査の申請ができます。全体像、屋根、柱、壁などの構造部分について写真を撮っておきましょう。

申請 → 調査（市町村） → 交付（市町村）

被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊
損害割合	50%以上	40%以上50%未満	20%以上40%未満

被害認定の目安（木造の戸建住宅）

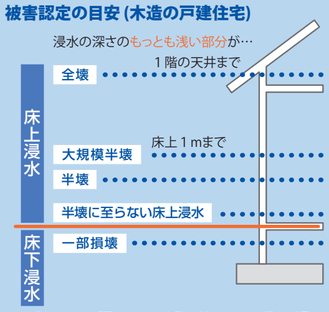

※実際の被害認定は、外観の他に家の傾き、浸水の深さ、柱や床といった家屋の部位ごとの倒壊割合など、一定の基準のもとに行われます。

出典：災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府 防災担当）

お金の支援

1 支援金の支給

生活基盤（住宅）に著しい被害を受けた場合に「世帯」に支給される被災者生活再建支援金。基礎支援金と加算支援金を合わせて最大300万円です（世帯が一人暮らしの場合には減額）。基礎支援金は使い道が自由ですので、災害直後の困難な時期には頼りになる給付金です。差押禁止財産でもありますので、自然災害債務整理ガイドラインを利用しても再建資金として全額残せます。罹災証明書の「全壊」「大規模半壊」世帯に加えて、「住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体」した世帯にも支払われます。全壊等の場合には、罹災証明書の発行を受けるタイミングで自治体の窓口に申請できるようになることが通常です。

基礎支援金	住宅が全壊、または被害を受け解体した世帯 → 100万円 住宅が大規模半壊した世帯 → 50万円
＋	
加算支援金	建設・購入する場合 → 200万円 補修する場合 → 100万円 賃貸する場合（公営住宅以外） → 50万円

2 弔慰金・見舞金の支給

災害により死亡した方のご遺族に対しては「災害弔慰金」が、災害により精神または身体に著しい障害を受けた方には「災害障害見舞金」が支給される場合があります。災害で直接無くなった方だけでなく、災害が影響して亡くなったと認定された「災害関連死」の遺族にも支払われます。災害弔慰金は最大500万円で、遺族に一定の収入があれば250万円となります。災害障害見舞金は最大250万円、遺族に一定の収入があれば125万円となります。差押禁止財産です。

3 義援金

義援金は、自治体を通じて、罹災証明書の被害認定の程度や、家族が亡くなるなどした場合に応じて配分されることが通常です。事業所が被災した方についても配分される場合があります。差押禁止財産です。

4 住宅ローン免除・減額

災害によって「個人」の住宅・事業・自動車・その他のローンが支払えなくなった方は、一定の条件を満たすことで、「自然災害債務整理ガイドライン」（被災ローン減免制度）が利用できる場合があります。手元に一定の資金（現金・預金、義援金、支援金、弔慰金などの差押禁止財産、生活必需の自動車など）を残したまま、それ以外の保有財産では支払えない部分のローンを減免できる制度です。破産のように信用情報（いわゆるブラックリスト）に登録されることはなく、連帯保証人にも原則請求されません。個人の再生にとって大きな後押しになる制度です。災害時にはまず、金融機関に問合せて「支払猶予」を申し出、その後に弁護士の無料相談窓口などを通じて利用を検討することをお勧めします。

5 その他の支払免除

災害後には、所得税、固定資産税、健康保険料、上下水道代、電気代、ガス代、固定電話代、NHK料金、携帯電話代、保険料、共済掛金など、税金や公共料金、その他月々の支払減免措置・期限猶予などを受けられる場合があります。税務署、自治体、契約している会社に問合せたり、ホームページを確認されることをお勧めします。「罹災証明書」の発行を待つ必要がない場合があります。

6 損害保険・生命保険

証券紛失などで契約会社がわからない場合でも、損害保険協会・生命保険協会に照会することができます。また、損害保険の被害調査を簡略化し、保険金の支払いを迅速化する特例を講じる場合もあります。さらに、月々の保険料や共済料の支払減免や猶予措置が取られる場合があります。まずは契約会社へ問合せることをお勧めします。保険協会や各社ホームページにおいても、随時対応を公表していることが通例です。保険証券の紛失時は日本損害保険協会「自然災害損保契約照会センター」に問合せを。契約中の保険会社名や契約内容を調べてくれます。フリーダイヤル 0120-501331

住宅の支援

7 避難所の環境改善

自宅が壊れた方は新しい住宅を確保できるまで、避難所生活が続きます。この生活は長期化することもあり、プライバシー保護、入浴、洗濯の機会の確保、暑さ対策などが重要になります。このため、災害救助法の国庫補助対象として、簡易ベッド、畳、マットや間仕切り、さらに仮設トイレ、仮設洗濯場、簡易シャワー、仮設風呂、仮設炊事場などが事務処理要領に例示されています。この要領の例示を根拠に必要な設備補充などを市町村の窓口や避難所運営責任者に要望してみましょう。

8 仮設住宅

住宅が全壊又は大規模半壊された方は、県や市が建設する応急仮設住宅（軽量鉄骨のプレハブか木造）と、県市が借り上げた、まちなかに既存する民間賃貸住宅（みなし応急仮設住宅）に入居することができます。激甚災害に指定された昨年の熊本地震では、半壊の方が入居できた事例もありました。仮設住宅の賃料は無料、みなし仮設も1ヶ月当たり家賃が原則6万円以下であれば行政が負担します（光熱費は被災者負担）。みなし仮設は県市が借り上げるのが原則ですが、最初に被災者の方が見つけた賃貸住宅も遡って対象にすることができます。双方とも入居期間は最長2年間ですが、過去の災害では延長された事例も多くあります。なお、みなし応急仮設住宅は大家さんの意向もありますので、延長が円滑にいくか若干不安なところもあります。

9 公営住宅（災害復興公営住宅）

住宅を失った被災者で、自力での住宅再建が困難な場合には、県または市町村が整備する公営住宅に入居することができます。激甚災害指定を受けた昨年の熊本地震の場合、対応した公営住宅の建設または民間住宅の借り上げの際の整備に対しては、国が通常の1/2ではなく3/4まで補助しました。また、病気にかかっているなど特別な事情のある方の家賃を、県または市町村が通常の公営住宅の家賃よりもさらに減免する際には、そのために必要となる財源のうち2/3（当初5年間は3/4）を国が補助します。また、既に建っている公営住宅を被災者のために優先的に提供する場合もあります。応急仮設住宅と異なり恒久的な住宅ですので、新たに建設する場合は被災者へ提供されるまでに時間がかかりますが、必ず事前に広く公募がありますのでお待ちください。

10 被災住宅の応急修繕

住宅が半壊、大規模半壊した場合（全壊でも応急修繕して住める場合を含む）で、仮設住宅を利用しない場合には、被災したご自宅の屋根、居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分は、市町村が業者に委託して修繕を行います。その修理限度額は、1世帯当たり57万5千円。全壊、大規模半壊では所得制限はありませんが、半壊の場合には原則年収500万円以下となります。実施期間は、災害発生時から1ヶ月で完了に努めることとなっていますが、実施期間の延長も認められますので、市町村とご相談ください。なお、上記の応急修理を越えた部分の本格的な修繕については、住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資（補修資金）」が、金利の一部を国で補助しているため有利です。

11 住宅の自力再建

住宅を再建する場合には、住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資（建築、購入資金）」において、金利の一部を国が補助しています。最長35年固定で、2017年7月15日現在の金利は年0.55%です。

九州豪雨 家の片付けや生活の困りごと相談は、お近くのボランティアセンターへ

※以下のQRコードかURLでホームページへアクセスし、最新情報をご確認ください。

朝倉市災害ボランティアセンター
http://asakuravc.jp
福岡県朝倉市宮野2003-1
朝倉市朝倉球場

添田町災害ボランティアセンター
https://soedasaigaivc.jimdo.com/
福岡県田川郡添田町大字添田1573
ふれあいの館そえだジョイ2階

東峰村災害ボランティアセンター
http://tohovc.jp/
福岡県朝倉郡東峰村小石原730-9
小石原焼伝統産業会館
（宝珠山サテライトもあり）

日田市災害ボランティアセンター
http://hitavc.jp/
大分県日田市上城内町1-8
日田市総合保健福祉センター
（大鶴サテライトもあり）

この記事のアドバイザー

岡本 正

弁護士・防災士。災害時の生活再建に着目した防災・減災研修を多く手掛ける。著書に『災害復興法学』 http://www.law-okamoto.jp/

「災害時、弁護士会は面談や電話により情報提供・法律相談支援を行っています。住まい、お金、支払、行政に関する情報をまとめた『弁護士会ニュース』も発行し、弁護士会のホームページに掲載します。ぜひこれらをご活用ください」

佐々木晶二

前・国土交通省国土交通政策研究所長。著書に『最新 防災・復興法制』『政策課題別 都市計画制度徹底活用法』『都市計画のキホン』。

「住宅の応急修繕や応急仮設住宅の入居などは、地元市町村のほか、地元の建築士事務所や工務店、宅地建物取引業者にお尋ねいただくといいと思います」

被災したみなさん！

九州豪雨の生活再建を、気軽に相談できる窓口があります！まずはお電話を！

九州豪雨に関する無料法律相談

福岡県弁護士会 www.fben.jp
面談予約 0570-783-552（ナビダイヤル）
電話相談 092-753-6364（13時～16時）

大分県弁護士会 www.oitakenben.or.jp
相談予約 097-536-1458（平日9時～17時）

損害保険のご相談は
そんぽADRセンター
ナビダイヤル 0570-022808
IP電話の場合 092-235-1761
（平日9時～17時）

※この面の内容は「震災がつなぐ全国ネットワーク」が過去に制作したものです。今回、同団体のご協力・ご了承を得て掲載させて頂きました（震災リゲインプレス編集部）。

水害にあったときに

浸水被害からの生活再建の手引き

このチラシは水害にあった際にすることの一般的な手順をまとめたものです。
落ち着いて、できるところから始めましょう。

1 被害状況を写真に撮る

- 被害の様子がわかる写真を撮る
- 家の外をなるべく４方向から、浸水した深さがわかるように撮る
- 室内の被害状況もわかるように撮る

市町村から罹災（りさい）証明書を取得するときに役立ちます。また、保険金の請求にも必要です。

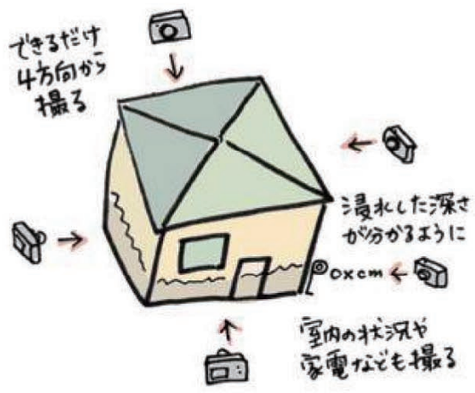

2 施工会社・大家・保険会社に連絡

- 家の施工会社や大家に、家が浸水したこと、浸水のおおよその深さを伝える
- 火災保険や共済に加入しているときは、担当者にも連絡する

※どの火災保険に入っているかわからないときは下記へ問い合わせましょう

自然災害損保契約照会センター
（一般社団法人 日本損害保険協会内）
電話：0120-501331（無料）
土日祝・年末年始をのぞく 9:15〜17:00

3 罹災（りさい）証明書の発行を受ける

- 市役所・町村役場に浸水したことを申し出る
- 被害認定の調査を受ける

役所に自宅が浸水したことを申し出ると、市町村職員などによる被害調査が行われ、住家の被害程度を証明する罹災証明書が発行されます。罹災証明書は後で公的な支援を受ける際に必要になります。

なお、大規模災害になると申し出がなくとも全戸調査が行われ、発行までには数週間から１か月以上かかることもあります。

被害を判定する１回目の調査の多くは、外から見て行われ、２回目以降は家屋の傾き具合や建物の損傷などから判断されます。判定に疑問がある場合には、再調査を申し込むことができます。

【被害認定の目安（木造の戸建住宅）】

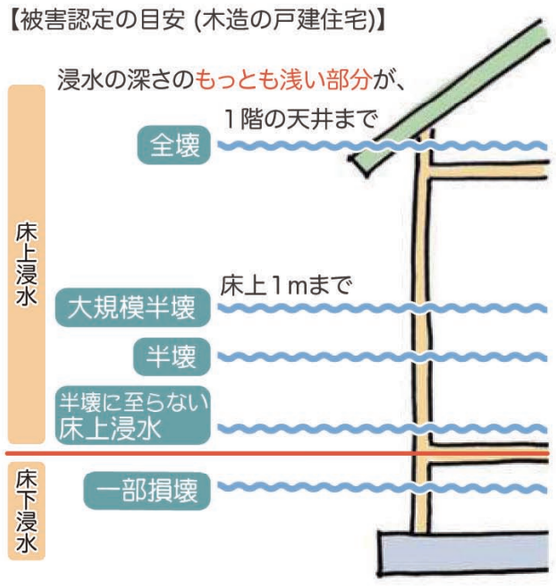

※実際の被害認定は、外観の他に家の傾き、浸水の深さ、柱や床といった家屋の部位ごとの倒壊割合など、一定の基準のもとに行われます。

4 ぬれてしまった家具や家電をかたづける

- **かたづけはゆっくり**
  上下水道、電気やガスが復旧していないと、思うようにかたづけができません。疲れもたまっているので、慌てずに行いましょう。
- **作業のあとには手指を消毒**
  水害後は砂やほこりが舞っています。マスク、ゴム手袋を身につけ、こまめにうがい、消毒を。
- **ゴミ捨てのルールはふだんと異なる**
  ゴミ捨てのルールは市町村のチラシや災害FMなどで伝えられます。使える袋の種類や捨てる場所など、正しい情報を得ましょう。
- **ボランティアにお願いする**
  多くの人が手伝ってくれます。ボランティアセンター、市町村、社会福祉協議会に相談しましょう。

✕ 再利用が難しいもの

畳・じゅうたん・布団

木製の棚（合板）

△ 使えるかもしれないもの

ふすま・障子

エアコン室外機

トイレ・風呂釜

食器類

? こんなものはどうする？

自動車・農機具

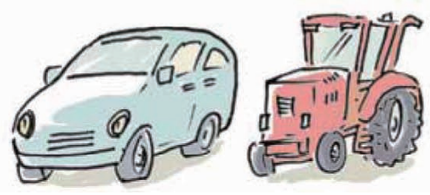

- 絶対にエンジンをかけず、修理工場に連絡をする
- しばらく乗らないときは車検証とナンバーをはずしておく（盗難防止のため）
- 「無料で処分する」という悪徳業者に注意

アルバム・写真類

- しっかり洗浄、乾燥すれば復元できる場合がある
- 水が使えるようになるまでは土などの汚れを落とし、アルバムを広げて日陰で乾かす

携帯電話・スマートフォン

- 電源を入れずに電池、SIM（シム）カード、SDカードを外し、保管する
- 泥水に浸かった場合は防水型でも一度電源を切って乾燥させる
- 最寄りの携帯ショップに相談する

現金・通帳など

- 汚れた現金は、一定の条件のもと、新しいお金に換えてもらうことができる
- 災害のあとは、通帳や印鑑がなくても便宜的に支払いに応じてくれることがあるので、取引銀行や金融機関に相談する

5 床下の掃除・泥の除去・乾燥

ぬれた家をそのまま放っておくと、後からカビや悪臭が発生し、生活に支障がでる場合があります。まずは床下の状態を確認してください。自分でできない場合は、施工業者やボランティアに作業をお願いしましょう。

- **床下に水・泥が入り込んでいるか確認する**

畳の場合

フローリングやじゅうたんの場合

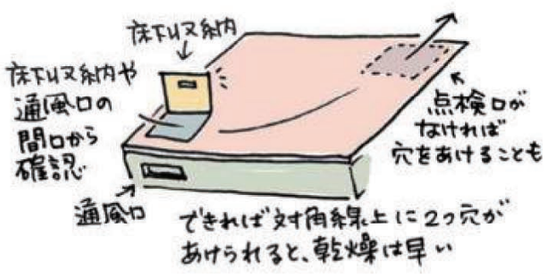

- **泥の除去と床下の消毒をする**

・床下の泥をかき出して洗い、消毒する
・消毒剤は注意書きをよく読んで使う

よく使われる消毒剤

・消石灰（しょうせっかい）
湿った床下の土にまく。素手でさわらない。
・逆性石けん（ベンザルコニウム塩化物）
「オスバンS」が代表的な商品名。水でうすめて家財や床材、手指の消毒に使う。原液を素手でさわらない。

- **カビを防ぎ、とにかく乾燥**

・床、壁、天井などに消毒用エタノール（80％溶液）をスプレーし、ぞうきんでふき取る
・家具などに使う際は、色落ちしないか目立たないところで確認する
・換気をよくし、火気を使わない
・壁も水を吸っているので、中を確認する
・しっかり乾燥させるには最低１ヶ月ほどかかる

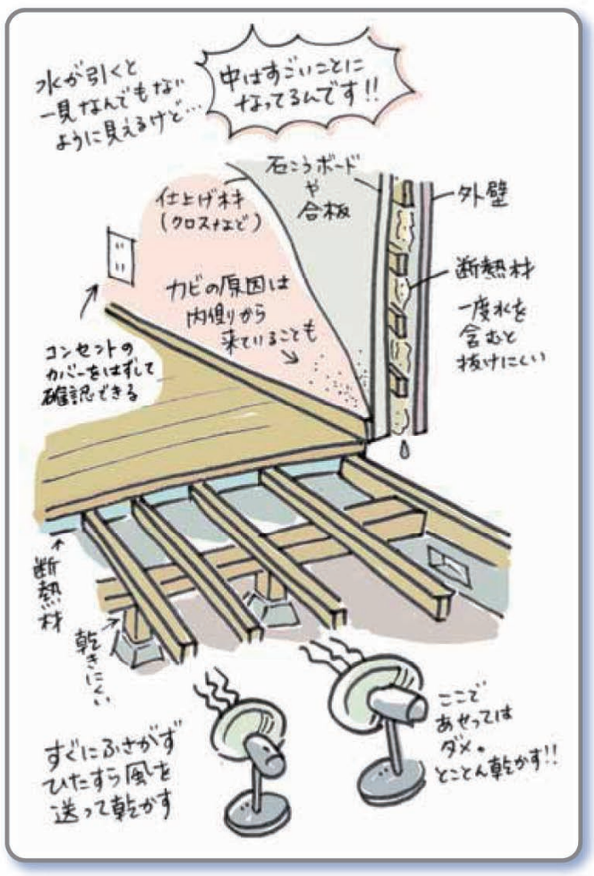

6 掃除をするときの服装

基本は肌の露出を避けること。

※これらはホームセンターなどで購入できます

7 復旧のまえに確認をすること

- **電気（ブレーカー）**

・水害の後にブレーカーが落ちていたら、どこかで漏電しているかもしれないため、電力会社に相談する
・避難などで家を離れるときはブレーカーを切っておく

- **水**

・水道復旧直後は水が汚れている場合があるので、しばらく流す
・井戸水は水質検査が終わるまで飲まない
・浄化槽の場合は、トイレや風呂を使う前に点検をする

- **ガス**

元の位置から動いてしまったプロパンガスのボンベは、復旧をする前にガス業者に点検を依頼する

この手引き「水害にあったときに」には、必要な手続きや作業をよりくわしく説明した「冊子版」もあります。下記のホームページ、または連絡先までお問い合わせください。

作成：震災がつなぐ全国ネットワーク
〒461-0001 愛知県名古屋市東区泉1-13-34 名建協２階
（認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード内）
TEL：052-253-7550　FAX：052-253-7552
ホームページ　http://blog.canpan.info/shintsuna/

私たち「震災がつなぐ全国ネットワーク」は、阪神・淡路大震災（1995年）以降、数々の被災地で支援活動を行ってきた、約30のNPOやボランティア団体からなるネットワーク組織です。過去の水害被災地への支援経験をもとに、この手引きを作成しました。

監修：鍵屋一（跡見学園女子大学教授・一般社団法人福祉防災コミュニティ協会代表理事）
参考：内閣府（防災担当）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（H25年６月）
※本手引きは日本財団活動助成によって作成されました。
Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION
第１版 発行：2017年３月